

# 理工学部同窓会長賞表彰規程

(2020年10月1日制定)

## (趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学理工学部同窓会会則（平成16年4月1日制定。以下「会則」という。）第4条第3号の規定に基づき、佐賀大学理工学部同窓会（菱実会）会長（以下「会長」という。）が行う表彰（以下「理工学部同窓会長賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (理工学部同窓会長賞候補者の基準)

第2条 理工学部同窓会長賞は、佐賀大学理工学部の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除く4年生）で同窓会会費を納入した者（以下「学生」という。）を対象に、4年間の成績（例えば、高いGPA）の他、学術研究活動、課外活動、社会活動等において総合的に優秀であると認められた学生に授与する。

## (理工学部同窓会長賞候補者の推薦)

第3条 前条の推薦書を会長に申請する。

- 2 原則として、理工学長が学部の各学科または各コースから1名ずつ推薦する。
- 3 詳細な活動内容、成果や評価などを示す参考資料を付けることができる。

## (理工学部同窓会長賞の決定)

第4条 会長は、前条により推薦があった場合には、会則第11条に規定する理事会の議を経て、理工学部同窓会長賞を授与する学生等を決定する。

- 2 原則として個人を選定する。ただし、該当無しもあり得る。

## (理工学部同窓会長賞授与の方法等)

第5条 理工学部同窓会長賞の表彰状及び副賞の授与は、理工学部同窓会の定例総会または役員会において行う。

- 2 前項の副賞は1件2万円程度の記念品とする。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、理工学部同窓会長賞に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この規程は、2020年10月1日から施行する。